

電気・ガス価格高騰 緊急経済対策補助金

<令和5年9月26日時点版>

電気・ガス価格高騰緊急経済対策補助金とは？

電気・ガス価格高騰の影響を大きく受ける市内事業者の皆様の負担軽減を図るための補助金です。

補助金額

最大 **40万円** (1事業者1回限り)



令和4年11月から令和5年8月までの任意のひと月(対象月)
に、倉敷市内において自らの事業活動に使用した電気・ガス(都市ガス・LPガス)の料金(税込)の合計額(対象経費)から消費税額を控除した金額(千円未満切捨)

対象者

※ 次の①～③の全てを満たす方

① 倉敷市内に事業所を有する中小企業者等 (法人・個人事業主)

※本社・本店が倉敷市外の方も対象

② 令和5年8月1日時点で市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思がある方

③ 算出した対象経費が **5万円以上** の方

※確定申告において経費計上するものに限ります。

※原材料使用及び販売を目的に購入したもの、他者へ使用料を請求するものは対象外です。

※令和5年度倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の対象事業所で使用したものは対象外です。

※同一経費で他の補助金を受けたものは対象外です。

申請受付期間：令和5年10月2日（月）～11月30日（木）必着

申請方法など、詳しくは中面、裏面をご確認ください。



<お問合せ> 倉敷市事業継続支援室

倉敷市事業継続支援室

コールセンター：086-426-3050 受付時間：平日9時から17時

補助金の申請要件等

申請の前に

- **対象者（1ページ参照）で次の全ての項目に該当する場合は、補助金を申請いただけます。**
- **中小企業者等であること（資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模）**
※会社以外の法人は、業種に関わらず常時使用する従業員数が300人以下であること。

主たる事業の業種	中小企業者等	
	資本金の額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他業種（下3業種除く。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

□ 次のいずれかに該当していること

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、士業法人） ●個人事業主
- 事業協同組合 ●企業組合 ●協業組合 ●農事組合法人（協同組合等に該当するものを除く）
- 一般社団法人 ●一般財団法人 ●医療法人 ●社会福祉法人 ●法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

□ 次のいずれにも該当していないこと

- 政治団体 ●宗教上の組織又は団体 ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者 ●その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

- **確定申告をしていること** ※R5.1.1以降の創業者、最初の申告期末到来法人、確定申告義務がなく個人市民税の申告をしている個人事業主を除く。
- **倉敷市税の滞納がないこと**

対象月の考え方

- ① **電気・ガスの「使用期間」がふた月にまたがる場合は、日にちが多い月を対象月とします。**
※「使用期間」は、検針票（使用量のお知らせ）や請求書等で確認してください。
※検針票や請求書等に「使用期間」の記載はないが、「検針日」が確認できる場合は、前回の検針日から今回の検針日までを「使用期間」としてください。
※「使用期間」「検針日」ともに分からない場合は、電気・ガス会社に使用期間をお問い合わせください。
- ② **LPガスを、ボンベでスポット購入している場合等は、納品日の属する月を対象月とします。**

申請に必要な書類

全員共通

※詳細は提出書類チェックシートで確認してください。

- 提出書類チェックシート
- 補助金交付申請書【所定様式】
- 対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し
 - 内容（使用期間・検針日、料金）が分かる書類
※検針票（使用量のお知らせ）、請求書など
 - 上記の支払いを証する次の書類（申請者名、支払先の記載があるもの）
 - <口座振替> 口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
 - <カード払> 利用明細書及び口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
 - <口座振込> 振込明細書又は口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
 - <現金払> 領収書
- 事業所等の外観写真【所定様式】
- 倉敷市税の納税証明書（原本）※発行日から3か月以内
- 申請者名義の口座通帳の写し（補助金振込用口座）

法人共通

- 法人税の確定申告書類（前事業年度分）の写し
確定申告書別表1及び法人事業概況説明書（両面） ※税務署の収受が確認できるもの

個人事業主共通

- 所得税の確定申告書類（令和4年分）の写し
確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書（1,2頁）又は収支内訳書（両面）
※税務署の収受が確認できるもの
- 本人確認書類 ※次のいずれかの写し
 - ・運転免許証（両面）又は運転経歴証明書（両面）・マイナンバーカード（おもて面）
 - ・写真付きの住民基本台帳カード（おもて面）
 - ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る。）
 - ・公的身分証明書（パスポート（顔写真のページ）、健康保険証等）及び住民票の写し（発行日から3か月以内）

該当する方のみ

- 家事按分等理由書【所定様式】
- 開業届又は現在事項全部証明書の写し ※R5.1.1以降の創業者、申告期末到来法人
- 事業実態が確認できる書類の写し ※事業所が住所地にあり申告書に屋号のない個人

申請書類の提出方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類（3ページ参照）を添付して期限内に提出してください（**1事業者1回のみ**）。

- 受付開始日は**令和5年10月2日（月）**です。
- 申請書は、倉敷市事業継続支援室のホームページ、市役所又は市内の各商工会議所・商工会窓口で入手いただけます。
- 申請書類に不備があると、内容確認等に時間がかかります。必ず事前に、ホームページの「よくあるご質問」等で詳細をご確認ください。

郵送・窓口

※窓口混雑防止のため**原則郵送**での提出をお願いします。



● 郵送で提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。
郵送料は申請者の負担となります。

【郵送先】〒710-8565 倉敷市西中新田640
倉敷市事業継続支援室

※「**電気ガス補助金申請書在中**」と朱書きしてください。

● 窓口へ提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、「**電気ガス補助金申請書在中**」と記載の上、本庁及び各支所設置の受付BOXに投函してください。

【提出窓口】総合案内（本庁1階）
児島・玉島・水島・真備支所産業課

【受付時間】平日9時から17時まで

申請期限：令和5年11月30日（木）必着



● 補助金の不正受給は犯罪です！

別の補助金との併給や書類の偽造等、虚偽申請による不正受給が発覚した場合は、補助金の全額返還を求めます。

● 倉敷市を装った詐欺にご注意ください！

市職員が通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。